

〇 監 査 第 9 9 号

平成20年12月16日

請 求 人 様

京丹後市監査委員 小松 通男

同 川村 博茂

住民監査請求に係る審査の結果について（通知）

平成20年11月17日付で收受しました地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、下記の理由により却下します。

記

第1 請求の要旨

京丹後市観光協会網野町支部（旧「網野町観光協会」。以下「網野協会」という。）京丹後市観光協会久美浜町支部（旧「久美浜町観光協会」、旧「久美浜町観光振興会」。以下「久美浜協会」という。）及び、京丹後市観光協会丹後町支部（旧「丹後町観光協会」。以下「丹後協会」という。）は、長年、旅行者からの問い合わせに対し、宿泊施設を紹介しその対価として、当該宿泊施設から一定の手数料を徴している。この行為は、無登録での営業（旅行業を営む）行為であり、旅行業法の規定に違反している。

市長は、合併以来、前記の各協会に対し補助金を支出しており、悪質な違法行為を続ける「違法団体」に対する補助金の交付は違法である。平成16年度から平成19年度までの前記各協会へ不正に支出した補助金87,183,000円及び、平成20年度に支出が予定されている30,976,000円について、補助金の返還を求める等、違法な支出を改めるために必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求の要件審査

法第242条では、普通公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは、不当な行為又は、怠る行為があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求できる旨規定しています。本規定は、普通地方公共団体の執行機関又は、職員による財務会計上の行為又は怠る事実に限って、非違の防止・是正の措置を監査委員に請求する権能を認めたものであり、また、この請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由がない限りこれを行うことができない旨規定しています。

さらに、住民監査請求においては、その違法性又は不当性について、主観的に思料されるだけでなく、具体的・客観的な理由により摘示してはじめて請求の要件を満たすこととなります。

(1) 平成16年度から平成18年度までの補助金に関する措置請求について

住民監査請求は、法第242条第2項で、「違法又は不当な財務会計上の行為があった日又は終わった日から1年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、これを行うことができない。」と規定しています。「正当な理由があるとき」とは、当該行為が極めて秘密裏に行なわれ、1年を経過した後初めて明るみに出た場合、あるいは天災地変による交通途絶等により請求期間を徒過した場合などが該当するものとされ、「正当な理由」の有無は、請求人が相当な注意力を持って調査したときに客観的に見て当該行為を知ることができたかどうか、また当該行為を知ることができたと解されるときから、相当な期間内に請求をしたかどうかによって判断すべきものとされています。

本件請求は、平成20年11月17日付で収受されたものであり、平成16年度から平成18年度までの各協会に対する補助金については、当該補助金の支出及び、額の確定からすでに1年以上を経過しており、また当該行為が秘密裏に行われるなどの特別な事情もなく、請求期間が経過したことについて正当な理由があるとは認められないことから、この部分の請求については、監査の対象にできないと判断します。

(2) 平成19年度及び平成20年度の補助金に関する措置請求について

本件請求が、法242条に定める住民監査請求の対象となるためには、請求人は、当該行為がどのような点で違法・不当であるかを具体的・客観的な理由により摘示しなければなりません。

請求人は、前記の各協会は旅行業法の規定に違反し、無登録で旅行業を営む悪質な違法行為を続ける「違法団体」であるとし、旅行業法の罰則規定を例示して、「旅行業法3条の規定に反して無登録で旅行業を営んだ者には100万円以下の罰金の刑罰が科せられ、また、旅行業法11条の2第1項の規定に反して旅行業務取扱管理者を選任しなかった者には30万円以下の罰金が科されるものであり、このような違法行為を続ける『違法団体』に対する補助金の交付は違法である。」と主張しています。

しかしながら、前記の各協会に対し、このような違法行為をしたとして罰金の刑罰が科せられた事実はなく、旅行業法に関する指導監督機関である、京都府による告発等の法的措置も行なわれていません。また、本件請求の要件審査のための事前調査において、現在告発その他の行政処分の手続きを予定している事実も確認できません。このことは、単に請求人が本件に関し、法に抵触する可能性が漫然と存在すると主張しているに過ぎず、いずれも請求人の主観的な思料といわざるを得ないことから、請求人の主張は、本件補助金にかかる財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に摘示しているとはいえません。

以上のことから、本件請求は、平成16年度から平成18年度までの各協会に対する補助金に関する措置請求については、すでに請求期間を経過しており、また、平成19年度及び平成20年度の補助金に関する措置請求については、違法・不当な行為の摘示を欠くものであり、いずれも法第242条に定める住民監査請求の要件を具備しないものと判断します。

なお、請求人は「聞くところによれば、前記各協会に対する補助金の交付に際しては、補助金交付申請書の提出がないまま補助金の交付決定を行なっている。」としていますが、交付決定等の補助金事務の執行は、京丹後市補助金交付規則に基づき適正に行なわれていることを、例月出納検査・定期監査等の際に確認していますので、その旨申し添えます。